

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日)  
（当にそ  
日は、  
休日は、  
がと翌  
日たる日）

目次

- ◇選管規則 鳥取県選挙管理委員会規程の一部を改正する規則
- ◇教委規則 鳥取県立高等学校学則等の一部を改正する規則
- ◇公安規則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

## 選挙管理委員会規則

鳥取県選挙管理委員会規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年三月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

### 鳥取県選挙管理委員会規則第一号

鳥取県選挙管理委員会規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙管理委員会規程（昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五章中第十七条を第二十条とし、同章第十六条中「及び山陰日日新聞」

を削り、同条を同章第十九条とし、第四章を次のように改める。

### 第四章 事務局及び職員

#### (事務局の組織)

第十三条 委員会に事務局を置く。

2 事務局に庶務係及び選挙係を置く。

#### (職員の種類)

第十四条 職員の種類は、書記長、書記及び事務員とする。

#### (職員の仕事)

第十五条 職員の仕事は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 書記長をもって充てる職

事務局長

二 書記をもって充てる職

次長、係長、主任及び主事

・三 事務員をもって充てる職

主事補

#### (職務)

第十六条 事務局長は、委員長の命を受け、局務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 次長は、事務局長をたすけて局務に従事し、事務局長に事故がある場合は、その職務を代行する。

3 係長は、上司の命を受け、その係に属する事務に従事する。

4 主任は、上司の命を受け、事務に従事する。

#### (事務の代決)

第十七条 事務局長が不在のときは次長が、事務局長及び次長がともに不

在のときは主務係長が事務を代決する。ただし、代決に係る事務が次の各号の一に該当すると認められる場合は、上司の指揮を受けて処理しなければならぬ。

- 一 疑義があり、又は紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあるとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、自らの判断のみでは代決することが適当でないとき。

(文書の取扱い)

第十八条 委員会の文書の收受、審査及び施行等の処理に関しては、鳥取県文書管理規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号)の例による。

附則

この規則は、昭和四十五年四月一日から施行する。

教育委員会規則

鳥取県立高等学校学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 君 野 秀 三

鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県立高等学校学則等の一部を改正する規則

(鳥取県立高等学校学則の一部改正)

第一条 鳥取県立高等学校学則(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「(事務長、事務次長等)」に改め、同条第三項中「事務次長」を「事務次長及び主任」に改め、同条に次の一項を加える。

- 5 主任は、上司の命を受け、担当の事務に従事する。
- 第七条の四を第七条の五とし、第七条の三を第七条の四とし、第七条の二の次に次の一条を加える。

(自動車整備士)

第七条の三 倉吉農業高等学校に、自動車整備士を置く。

- 2 自動車整備士は、上司の命を受け、自動車の整備及び運転に従事する。

(鳥取県立盲学校、聾学校学則の一部改正)

第二条 鳥取県立盲学校、聾学校学則(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

- 第五条の三の見出しを「(事務長、事務次長等)」に改め、同条第二項中「事務次長」を「事務次長及び主任」に改め、同条に次の一項を加える。

- 5 主任は、上司の命を受け、担当の事務に従事する。

(鳥取県立学校管理規則の一部改正)

第三条 鳥取県立学校管理規則(昭和三十三年九月鳥取県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

- 第三十四条の見出しを「(事務長、事務次長等)」に改め、同条第二項中「事務次長」を「事務次長及び主任」に改め、同条第五項中「及び事務次長」を「、事務次長及び主任」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。
- 5 主任は、上司の命を受け、担当の事務に従事する。

別表第一

現業職給料表

職務の等級 号 給	1 等 級	2 等 級
	給料月額 円	給料月額 円
1	23,140	20,010
2	24,160	20,720
3	25,280	21,530
4	26,400	22,130
5	27,520	23,140
6	28,750	24,160
7	29,980	25,280
8	31,510	26,400
9	33,150	27,520
10	34,880	28,750
11	36,730	29,980
12	38,570	31,110
13	40,470	32,250
14	42,310	33,380
15	44,160	36,730
16	48,060	38,570
17	50,400	40,470
18	52,760	42,310
19	55,140	44,160
20	57,480	48,060
21	62,770	50,400
22	65,510	52,760
23	68,250	55,140
24	70,890	57,480
25	75,750	59,810
26	78,730	62,140
27	81,710	64,170
28	84,470	66,190
29	87,030	67,610
30	89,580	68,730
31	92,020	69,850
32	94,360	70,970
33	96,380	72,090
34	98,410	
35	100,440	

第三十四条の五を第三十四条の六とし、第三十四条の四を第三十四条の五とし、第三十四条の三を第三十四条の四とし、第三十四条の二の次に次の一条を加える。

(自動車整備士)

第三十四条の三 倉吉農業高等学校に、自動車整備士を置く。

2 自動車整備士は、上司の命を受け、自動車の整備及び運転に従事する。

3 自動車整備士は、校長の意見をきいて、教育委員会がこれを命ずる。

(鳥取県立養護学校規則の一部改正)

第四条 鳥取県立養護学校規則(昭和三十八年十月鳥取県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

- 第七条の見出しを「(事務長、事務次長等)」に改め、同条第二項中「事務次長」を「事務次長及び主任」に改め、同条に次の一項を加える。
- 5 主任は、上司の命を受け、担当の事務に従事する。

附 則

この規則は、昭和四十五年四月一日から施行する。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 君 野 秀 三

鳥取県教育委員会規則第四号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表

定員配置表

職員別 課署別	警 察 官					計	一 般 職 員
	警視	警部	警部補	巡査長	巡査		
秘書課	1	1	1		1	4	11
会計課	1	1				2	17
警務課	2	2	1			5	23
教養課	1	2	1	2		6	4
監察課	1	2	1			4	4
捜査第一課	2	3	4	6		15	6
捜査第二課	1	3	4	7		15	1
防犯課	1	2	3	2		8	7
監識課	1	1	1	1		4	17
警備課	1	4	8	14		27	5
外勤課	1	2	2	3		8	2
交通第一課	2	4	5	5	20	36	4
交通第二課	2	2	3	3		10	21
機動隊	1	1	1	2	14	19	
警察学校	1	2	2	1	55	61	6
小計	19	32	37	46	90	224	128
岩美署	1	1	2	4	15	23	3
鳥取署	1	5	16	29	98	149	16
郡家署	1	2	4	7	31	45	7
智頭署	1	1	2	4	16	24	3
浜村署	1	1	3	5	17	27	3
倉吉署	2	4	10	19	62	97	14
八橋署	1	1	4	6	25	37	5
米子署	1	5	16	29	106	157	18
境港署	1	3	5	7	29	45	10
溝口署	1	1	2	4	14	22	3
黒坂署	1	1	2	4	17	25	3
小計	12	25	66	118	430	651	85
合計	31	57	103	164	520	875	213

この規則は、昭和四十五年四月一日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】

公安委員会規則

この規則は、昭和四十五年四月一日から施行する。

別表第三の表中

二〇、五九二円	二三、〇〇四円	二三、〇〇四円
を		
二〇、七二〇円	二三、一四〇円	二三、一四〇円

に改める。

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年三月三十日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 藏

鳥取県公安委員会規則第二号

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の定員の配分に関する規則(昭和三十四年十月鳥取県公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。